

議案第 16 号

市川市職員の修学部分休業に関する条例の制定について

市川市職員の修学部分休業に関する条例を次のように定める。

平成 24 年 9 月 7 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第 1 項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、第 4 条に規定する教育施設における修学のため、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内において当該職員の修学のため必要とされる時間について、5 分を単位として行うものとする。

(修学部分休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める期間は、2 年を超えない範囲内

において任命権者が必要と認める期間とする。

(教育施設)

第4条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (3) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (4) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる教育施設として任命権者が
適当と認めるもの

(修学部分休業の承認の申請)

第5条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業をしようとする期間の初日及び末日、当該期間中の修学の内容、修学のため必要とされる時間その他任命権者が必要と認める事項を明らかにしてしなければならない。

(修学部分休業の期間の延長)

第6条 修学部分休業をしている職員は、当該修学部分休業を開始した日から引き続き修学部分休業をしようとする期間が2年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、修学部分休業の期間の延長を申請することができる。

2 修学部分休業の期間の延長は、任命権者が特別の事情があると認める場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条第1項の規定は、修学部分休業の期間の延長の承認について準用する。

(修学部分休業の承認の取消し)

第7条 任命権者は、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業をしている職員が、当該修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 修学部分休業をしている職員が、正当な理由なく、当該修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 修学部分休業をしている職員が、当該修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していることその他の事情により、当該職員の申請に係る修学に支障が生じているとき。
- (4) 修学部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(修学部分休業取得中の給与)

第8条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、市川市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）第13条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(市川市一般職員の給与に関する条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の減額)

- 2 市川市一般職員の給与に関する条例附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第8条の規定の適用については、同条中「第23条」とあるのは、「附則第6項」とする。

(市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 3 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 地方公務員法第26条の2第1項の規定による承認

理 由

職員の資質の向上に資するため、その申請に基づく大学等における修学のための部分休業の制度を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。